

横溝さふみ居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条

有限会社グランド・アレが開設する 横溝さふみ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 当事業所は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者様が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者様の立場にたった援助を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 横溝さふみ居宅介護支援事業所
- 2 所在地 神奈川県横浜市青葉区美しが丘5-29-5-113 美しが丘アーバン

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に自らも指定居宅介護支援にあたる。
- 2 介護支援専門員 2名（常勤兼務1名、非常勤専従1名）
介護支援専門員は、第6条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
12月29日から1月3日及び8月12日から8月15日は営業しない。
- 2 営業時間 午前9:00から午後5:00までとする。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条

指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 1 課題の分析について使用する課題分析の方法は全社協方式等を用いる。
- 2 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者様の自宅又は事業所の相談室において、を訪問し、利用者様及びその家族に面接して利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。
- 2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
 - 1 利用者様による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者様及びその家族に提供する。
 - 2 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 3 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
 - 4 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該サービス計画書の原案の内容について、担当者から専門的な現地からの意見を求める。
 - 5 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
 - 6 当該サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
 - 7 当該サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。

- 8 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者様が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。また、介護保健施設から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
 - 9 居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)する。
モニタリングの結果についてはその都度記録する。
 - 10 介護支援専門員一人当たりの担当人数は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、上限40件未満とする。ただし、所定の要件を満たし、横浜市へ届け出る事により適正と認められた場合は、上限45件未満とする。
- 3 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
 - 4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

- 第7条 通常の事業の実施地域は、横浜市青葉区、川崎市宮前区とする。
ただし、宮前区は潮見台、水沢、菅生、犬蔵、小台、馬絹のみとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第8条 介護支援専門員等が居宅介護支援を実施中に、利用者様の病状の急変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずると共に管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

- 第9条 当事業所は、利用者様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(災害・感染症等事故発生時の対応)

- 第10条
- 2 当事業所は、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の
 - 3 家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 4 当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
当事業所は、上記非常時等発生の場合に業務が滞ることが無い様、業務継続計画策定及び感染症対応のための委員会の設置を行い、指針の整備を行う。
また常に感染症予防、災害被害拡大を未然に防ぐべく整備、準備を行う。

(虐待の防止のための処置に関する事項)

- 第11条 当事業所は虐待発生またはその再発防止のため、担当者を専任し、次の処置を講じる。
虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、従業員へ結果を周知する。
虐待防止のための指針の整備を行う。従業員には定期的研修(オンライン含む)を実施する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第12条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内 ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

- 附則 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社グランド・アレと事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。
この規程は、平成27年2月1日から施行する。
この規程は、平成30年10月1日から施行する。
この規程は、令和3年2月1日から施行する。
この規程は、令和3年3月1日から施行する。
この規程は、令和3年11月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。